

第 36 回 定例農業委員会総会議事録（第 24 期）

1 日 時 令和 5 年 6 月 26 日（月） 9 時～11 時 29 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（11 名出席）

①久保 秀幸 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一
⑤柙 幸三 ⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸
⑩樫八重 玲子 ⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（7 人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○尾上 進
○白肌 正 ○石原 岩雄

4 欠席委員

5 議事日程

議案第 24 号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 27 号 非農地証明願いについて
議案第 28 号 農用地利用集積計画について
議案第 29 号 第 3 期阿久根市農地利用最適化推進委員の選考について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 大野 裕人（事務局長）
鍋藤 雄太（管理係長）
岩崎 展幸（管理係）
川畑 幸博（管理係）
○農政課 京田 雄哉（農政管理係）

議長 (石坂 務)

おはようございます。只今、現在 11 名の出席であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

これより第 36 回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、議長において、1 番久保秀幸委員、2 番中野和徳委員を指名いたします。

議長 (石坂 務)

日程第 2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第 36 回 定例農業委員会総会は、本日 1 日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

日程第 3、諸報告であります。私は 5 月 30 日、ABCパレスで、認定農業者連絡協議会総会、及び農業委員、農地利用最適化推進委員と語る会が開催され、私と農業委員及び農地利用最適化推進委員とともに参加しました。当日は 3 年ぶりに懇親会が開催となり、農政、農地政策について、活発な意見交換がなされました。

また 6 月 2 日、薩摩川内市において、北薩地域農政推進協議会総会が開催され、私と事務局長が出席しました。さらに 5 日、鹿児島市において、常設審議委員会、及び鹿児島県農業会議通常総会があり、出席しました。

以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところで報告をお願いします。

議長 (石坂 務)

日程第 4 議案第 24 号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。但し、尾上進推進委員、7 番高原熊夫委員、11 番白濱和利委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

おはようございます。それでは議案第 24 号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和 5 年第 6 号について説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

次に議事参与分を審議いたしますので、尾上進推進委員は退席を願います。
(尾上進推進委員退席)

議長 (石坂 務)

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

議事参与分についてご説明いたします。配分ナンバー34になります。

(資料にて説明)

説明は以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。尾上進推進委員の着席を認めます。

(尾上進推進委員着席)

議長 (石坂 務)

引き続き議事参与分を審議いたしますので、7番高原熊夫委員は退席を願います。
(7番高原熊夫委員退席)

議長 (石坂 務)

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

引き続き、議事参与分についてご説明いたします。配分ナンバー36、92 になります。

(資料にて説明)

説明は以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。7番高原熊夫委員の着席を認めます。

(7番高原熊夫委員着席)

議長 (石坂 務)

引き続き議事参与分を審議いたしますので、11番白濱和利委員は退席を願います。

(11番白濱和利委員退席)

議長 (石坂 務)

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

引き続き、議事参与分についてご説明いたします。配分ナンバー89 になります。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。11番白濱和利委員の着席を認めます。

(11 番白濱和利委員着席)

議長 (石坂 務)

日程第5 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは議案第25号についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は所有権移転が2件、貸借権設定が2件の合計4件です。

整理番号1について、譲受人は〇〇 〇〇氏と〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、譲渡人が農業廃止のため、所有する農地を売るとのことで、今回の申請に至ったものです。申請地では、家庭菜園をされる計画であります。また、労働力等の要件をすべて満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

整理番号2について、借人は、〇〇 〇〇氏で、貸人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、経営規模拡大です。借人は、年間250日程度農業に従事されており、申請地では水稻を耕作される計画であります。また、労働力等の許可要件をすべて満たしております。なお、本件は、賃貸借による貸借権設定です。

整理番号3について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、経営規模拡大です。譲受人は、年間300日程度農業に従事しております。申請地では甘藷を生産される予定であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

整理番号4について、借人は、〇〇 〇〇氏で、貸人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、経営規模拡大です。借人は、年間150日程度農業に従事されており、申請地では、ミモザを栽培される計画で、これは切り花や生け花などに使われる、ギンヨウアカシアのことであり、比較的温暖な当市の方で栽培を行いたいとのことであります。また、労働力等の許可要件をすべて満たしております。なお、本件は、賃貸借による貸借権設定です。

つきましては、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

10 番委員（樫八重 玲子）

議案第 25 号にかかる調査は、6 月 9 日に、5 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

いずれの申請人も農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長（石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3 番委員（石原 勇一郎）

整理番号 4 についてですが、申請者は、当該申請地に施設を作る予定なのでしょうか。

事務局（岩崎 展幸）

申請者は、ミモザを栽培する予定であり、ギンヨウアカシアのことで、切り花や生け花などに使われる花卉栽培をすると聞いております。施設を建てる予定はありません。

事務局（鍋藤 雄太）

補足して説明します。申請者は花卉栽培を営農しています。しかし、主産地は最低気温が低く花卉がうまく育たない状況にあり、県内各地の農地を探しておられ、申請者から、当市は気温が温暖であり、アカシアの栽培に適しており当市で営農したいため、遊休農地がないか相談を受けており、当該申請地がマッチングし、今回の申請に至ったところです。

議長（石坂 務）

他に質疑はありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第6 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第26号について、ご説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、4件です。

整理番号1の案件は、一般住宅への転用を目的とする所有権移転です。申請地の位置は、市役所から南約〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住されている〇〇 〇〇氏と〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在、借家に住んでいます。手狭になったため申請地に住宅を建築するため、今回、申請するものです。申請地の排水については、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

整理番号2の案件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から北東約〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の内にある農地であることから、第2種農地に該当します。譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在、借家に住んでいます。手狭になったため申請地に住宅を建築するため、今回、申請するものです。申請地は、整地が行われ、一般住宅として利用されます。申請地の排水処理は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

整理番号3の案件は、一般住宅への転用を目的とする使用貸借権の設定です。申請地の位置は、市役所から南約〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。借人は、本市に居住されている〇〇 〇〇氏と〇〇 〇〇氏です。借人は、現在、借家住まいであり、手狭であることから、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。申請地の面積は一般住宅の面積500㎡を超過していますが、譲受人から、申請地の東側と北側が山林になっている部分があるため宅地部分として利用できる転用面積が500㎡以下になるとの理由書が提出されております。申請地は、整地が行われ、一般住宅として利用されます。申請地の排水処理は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

整理番号4の案件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から北東約〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。譲受人は、本市に居住されている〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在、借家住まいであり、手狭であることから、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。申請地の面積は、一般住宅の面積500㎡を超過しますが、譲受人から、申請地の地形が不整形地であり、また、道路側からの通路部分があるため、利用できる転用面積が500㎡以下になるとの理由書が提出されております。

事務局（岩崎 展幸）

申請地は、整地が行われ、一般住宅として利用されます。申請地の排水処理は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

5番委員（栢 幸三）

議案第26号に係る調査結果について、報告します。調査は、6月9日に、10番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。本件は、事務局による事前調査の結果、平成22年5月25日第23回総会決議に基づき現地調査を省略しましたので、当日、申請書類及び事務局の報告により調査を行いました。申請地は、東側は雑種地、北側は畑、西側は道路、南側は宅地に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、緩衝地を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号2の案件について報告します。申請地は、東側と北側及び南側は畑、西側は宅地に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、石垣積をするなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号3の案件について報告します。申請地は、東側及び北側は山林、西側は宅地、南側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号4の案件について報告します。申請地は、東側は道路、北側は宅地、西側は雑種地、南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロック壁などの措置をされることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長（石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第7、議案第27号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において、非農地と判断し、また本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。

また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第8、議案第28号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第28号 令和5年 農用地利用集積計画書 第6号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和5年6月30日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　(石坂　務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長　(石坂　務)

ここで、審議を一旦中止します。

～休憩～

議長　(石坂　務)

引き続き議事を再開します。

日程第9 議案第29号 第3期阿久根市農地利用最適化推進委員の選考について
を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (鍋藤　雄太)

議案第29号について説明します。

(事務局説明)

以上、説明を終わります。

議長　(石坂　務)

事務局の説明は終わりました。ただいま事務局から説明がありましたように、推進委員候補者の選考方法は、採点により上位7名を候補者に選考とすることにご異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　(石坂　務)

ご異議なしと認めます。よって選考方法は、採点により上位7名を候補者に選考とすることに決定しました。

ここで、各推薦応募者の推薦書、応募届出書等の写し、推薦及び応募状況等を参考にさせていただき、選考用紙に、該当する項目に点数を記入してください。全て採点が終わりましたら、挙手をしてください。事務局で回収いたします。

それでは採点を始めてください。

～採点～

議長　(石坂　務)

全ての採点が終了しました。ここで事務局が点数の集計を行います。暫時休憩いたします。

～休憩～

議長　(石坂　務)

休憩前に引き続き、議事を継続いたします。採点結果について、事務局より説明を求めます。

事務局（鍋藤 雄太）

それでは選考結果について、報告をさせていただきます。

選考の結果、尾上進氏、石原岩雄氏、白肌正氏、小田新一氏、山口幸春氏、山平俊治氏、野崎正信氏が選考されました。

以上です。

議長（石坂 務）

ただいま事務局から報告があった7名を、農地利用最適化推進委員候補者として選考し、次期農業委員会に申し送りをするに、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって本案は決定されました。

議長（石坂 務）

以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは、その他について皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長（石坂 務）

事務局はありませんか。

事務局（鍋藤 雄太）

ございません。

議長（石坂 務）

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 11時29分

議事録署名日

年

月

日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書

記
